

第 6 章

歴史的風致形成建造物の管理の指針 となるべき事項

6 - 1 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」では、歴史的風致形成建造物の所有者に対して、適切な管理と増築等を行う際の事前の届け出を義務づけ、また増築等を行う際には当該建造物の保全に支障を来す場合は市長が勧告を行うことが位置づけられている。

このため、歴史的風致形成建造物に対して許容される増築等の行為を管理の指針として整理する。

基本的事項

歴史的風致形成建造物の管理は、指定理由に則り、建造物の構造、歴史的特性、重点区域における位置づけなど、それぞれの建造物の価値付けに基づき適正に行う。

重点区域や津山市全域の歴史的風致の維持向上のために、積極的な公開・活用を図る。特に公開に際しては、通常外部から望見できるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うよう努める。

また、歴史的風致形成建造物は、第5章の「歴史的風致形成建造物の指定の方針」から、多くは国登録文化財、県及び市指定文化財の建造物が該当し、これらに該当する建造物の管理に関する考え方は文化財保護法、県及び市の文化財保護条例に位置づけられているため、各法令に基づいた管理の考え方、手続を行うものとする。

未指定の歴史遺産のうち、将来において市指定が見込まれるものについては、事前に適切な調査を実施し価値を明らかにし、価値が減ることがないように必要な修理・修景及び改修を行う。

県および市の指定文化財

県および市の指定文化財は、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本としている。

これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、破損状況に応じた保存修理を基本とし、増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き、原則行わない。

国登録有形文化財

国登録有形文化財は、建造物の外部意匠に着目し、外観を大きく変えなければ、内部を改装して他用途に利用することも可能である。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、外観のみを対象とした保存修理を基本とする。

また、増築等に関しては、通常、道路等の公共空間から望見できる範囲への行為はできる限り行わない。内部は、所有者の快適な生活環境の維持などの諸条件を満たす場合の改装は認める。

景観重要建造物

景観重要建造物については、通常、道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るため、適切な維持又は復元のための修理・修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除却をしようとする場合、当該行為を着手する日の 30 日前までに市長に届出なければならないとされているが、次の行為は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号の規定により、届出を不要とする。

- ・登録有形文化財で、文化財保護法第 64 条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- ・登録記念物で、文化財保護法第 133 条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ・文化的景観における重要な構成要素で、文化財保護法第 139 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の届出を行った場合。
- ・県指定重要文化財で、岡山県文化財保護条例第 12 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。
- ・県指定史跡名勝天然記念物で、岡山県文化財保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。
- ・市指定重要文化財で、津山市文化財保護条例第 7 条の規定に基づく現状変更の承認申請を行った場合。